

原議保存期間	30年(平成61年3月31日まで)
有効期間	一種(平成61年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各方面本部長

警察庁丁生企発第726号
平成30年10月31日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

「古物営業法施行規則第15条第3項第5号ニの規定に基づき、書類を指定する件」の制定について(通達)

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則」(平成30年国家公安委員会規則第14号。以下「改正規則」という。)が平成30年9月14日に公布、同年10月24日から施行されたことに伴い、「古物営業法施行規則第15条第3項第5号ニの規定に基づき、書類を指定する件」(平成30年国家公安委員会告示第42号。以下「告示」という。)(別添)が同日付で公布・施行されている。告示の内容及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 内容

改正規則による改正後の「古物営業法施行規則」(平成7年国家公安委員会規則第7号)第15条第3項第5号に規定する、非対面取引における相手方の真偽の確認のために用いられる補完書類から除外される書類として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)第7条第1項に規定する通知カードが指定された。

2 運用上の留意事項

古物商に対し、通知カードにより相手方の真偽の確認を行うことがないよう積極的な周知に努めること。

(添付資料)

別添 告示本文

○国家公安委員会告示第四十二号

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十五条第三項第五号二の規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成三十年国家公安委員会規則第十四号）の施行の日（平成三十年十月二十四日）から適用する。

平成三十年九月十四日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第一項に規定する通知カード